

Title	平安京羅城門の記憶
Sub Title	Memories of the Rajyo-mon in Heian-kyo
Author	久米, 舞子(Kume, Maiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.2/3 (2007. 12) ,p.39(201)- 65(227)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20071200-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平安京羅城門の記憶

一 羅城門の説話

『今昔物語集』卷一九第十八に「羅城門登上層見死人盗人語」という説話がある。退廃の美と恐怖が表裏一体となつて映し出されたかのような、イメージ豊かな一編である。

今昔、摂津ノ国辺ヨリ盗セムガ為ニ京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ明カリケレバ、羅城門ノ下ニ立隠レテ立テリケルニ、朱雀ノ方ニ人重ク行ケレバ、人ノ静マルマデト思テ、門ノ下ニ待立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ数来タル音ノシケレバ、其レニ不見エジト思テ、門ノ上層ニ和ラ搔ツリ登タリケルニ、見レバ、火鬚ニ燃シタリ。
盗人、怪ト思テ、連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死

テ臥タル有リ。其ノ枕上ニ火ヲ燃シテ、年極ク老タル姫ノ白髪白キガ、其ノ死人ノ枕上ニ居テ、死人ノ髪ヲカナグリ抜き取ル也ケリ。

盗人此レヲ見ルニ、心モ不得ネバ、此レハ若シ鬼ニヤ有ラムト思テ怖ケレドモ、若シ死人ニテモゾ有ル。恐シテ試ムト思テ、和ラ戸ヲ開テ、刀ヲ抜テ、己ハ、己ハト云テ走り寄ケレバ、姫手迷ヒヲシテ、手ヲ摺テ迷ヘバ、盗人、此ハ何ゾノ姫ノ此ハシ居タルゾト問ケレバ、姫己ガ主ニテ御マシツル人ノ失給ヘルヲ、繚フ人ノ無ケレバ、此テ置奉タル也。其ノ御髪ノ長ニ余テ長ケレバ、其ヲ抜取テ鬘ニセムトテ抜ク也。助ケ給ヘト云ケレバ、盗人、死人ノ着タル衣ト姫ノ着タル衣ト抜取テアル髪トヲ奪取テ、下走テ逃ゲ去ニケリ。

久米舞子

然テ其ノ上ノ層ニハ死人ノ骸骨ゾ多カリケル。死タル人ノ葬ナド否不為ヲバ、此ノ門ノ上ニゾ置ケル。此ノ事ハ其ノ盜人ノ人ニ語ケルヲ聞繼テ此ク語り伝ヘタルトヤ。

摂津国辺から盗みをするために上京した男が、まだ日が明るいため羅城門の下に立ち隠れている。「朱雀ノ方」には人が多く、「山城ノ方」からは大勢のやつてくる音がする。男は見つからぬよう「門ノ上層ニ和ラ搔ツリ登タリケルニ」、火がほのかに灯っていた。連子から覗いてみると若い女の死体が臥しており、白髪の老女が死人の髪を抜き取っている。男はそれを鬼ではないかと疑い、戸を開け刀を抜いて走りかかった。驚いた老女は、鬢にしようとして抜いたのだと言い、命乞いをする。男は死人の衣、老女の衣、老女の抜き取った髪を奪って逃げ去った。門の上層には死人の骸骨が多くあったという。この説話で重要な舞台とされるのが平安京羅城門である。朱雀大路の南門にして都城唯一の京城門であり(『令義解』宮衛令開閉門条)、桁行は七間⁽¹⁾、二重閣門(『拾芥抄』宮城部)の威容を誇った。その左右、都城の南辺には羅城が築かれる(『延喜式』左右京職京程条)。羅城門の高壮さを伝えるエピソードを、宇多天皇の

『寛平御遺誠』より引く。

延暦帝王……造羅城門、巡幸覽之。即仰工匠曰、此門高可減五寸云々。後又幸覽之、即喚工匠何如。工匠云、既減。帝歎曰、悔不加五寸。工匠聞之、伏地絶息。帝奇問、工匠良久蘇息、即云、実不減、然而為有煩詐言耳。帝宥其罪。

平安京羅城門を造営した桓武天皇はその建造中に巡幸を行い、工匠に門の高さを五寸低くするよう指示した。後に再び巡幸があり、桓武に問われた工匠は、すでに高さを減じたと答える。桓武は以前の自分の言葉を悔いて、五寸加えなかったことを嘆いた。これを聞いて息を止めた工匠は、実は減じていなかったのだが煩いを避けるため偽りを述べたことを告白する。桓武はその罪を許したという。平安京の隅々にまで天皇の統治が行き届いていたことを示すと共に、羅城門の突出した高さゆえに伝えられた話であろう。

だが羅城門は、その規模ゆえに災害に対しては脆かった。早くも弘仁七年(八一六)八月十六日には「夜大風。倒羅城門。」と大風に倒れ(『日本紀略』)、この時はどうやら再建されたようだが、天元三年(九八〇)七月九日にも「午後大風暴雨。宮中樹林、諸門、羅城門等顛

倒。」とあつて暴風雨により顛倒している（『日本紀略』）。

羅城門の修造計画は、二年後の天元五年（九八二）に持ち上がる。内裏修造と重なつて停滞していた豊樂院、大藏省、北大垣の修理に伴うものである。『小右記』同二月十日条に「申昨日勅命旨。被奏云、豊樂院等修理事、々已大事、可令諸卿定申者也者。被仰云、羅城門、武德殿等同可在此中者。」とあり、勅旨によつてこれらの殿舎や大垣の修理に、羅城門と武德殿も加えるべきことが仰せ下された。しかしこの後、羅城門の再建や再顛倒を示す史料はない。宮城諸施設の修理が優先され、羅城門再建は実現しなかつたようだ。

さらに二十年あまりが過ぎた寛弘元年（一〇〇四）閏九月五日、高階業遠が丹波守重任の成功として羅城門の造営を申請する。『御堂関白記』に「丹波守業遠申以移進羅城門可被重任由、定申云、任申請、可被免重任者。是大功云々。」と記録がみえるほか、『日本紀略』にも記載があり、また業遠の重任を定めた文書も残されている。この申請により同十三日、「広業朝臣業遠造羅城門可重任賜宣旨。」（『御堂関白記』）とあるように業遠に羅城門を造営させ、丹波守に重任する宣旨が下されるのだが、しかし翌寛弘二年九月十日になつて羅城門を豊樂院に代

える宣旨が再び下されている。『御堂関白記』には「業遠可令作豊樂院宣旨了。是依先日申請、可作羅城門之由宣旨下、而有憚事申返、仍重下給。」とあつて、詳細は不明ながら憚る事あつて業遠が羅城門造営を辞退したらしい。羅城門再建はここにおいても実現せず、以後再び造営されることはなかつた。

『小右記』治安三年（一〇二三）六月十一日条には、次のような記録が残されている。「上達部及諸大夫令曳法成寺堂礎。或取宮中諸司石、神泉苑門并乾臨閣石、或取坊門、羅城門、左右京職、寺々石云々。可嘆可悲、不足言。」曰く、法成寺拡充の礎石とするため藤原道長の指図で京のあちこちから大石が集められている。それらは「宮中諸司石、神泉苑門并乾臨閣石」、「坊門、羅城門、左右京職、寺々石」であるという。藤原実資は嘆息する。建造物としての羅城門は顛倒ののち、その礎石すら持ち去られてしまった。かつて威容を誇つたその姿は完全に消え去つてしまつたとみてよい。

『今昔物語集』に羅城門の説話が収められるのは、そのさらに一世紀近く後のことだ。

冒頭に示した一話に加え、『今昔物語集』は卷二四第二四「玄象琵琶為鬼被取語」でも羅城門の説話を語る。

時は十世紀半ば、天曆の治と謳われる村上天皇の治世である。御物の琵琶玄象がにわか失われた。清涼殿で宿直をしていた源博雅は、ある夜玄象の音を耳にしそれを追って「羅城門」に至る。門の下で立ち聞くに、上の層で何者かが玄象を弾いているのだった。博雅は門の上層に呼びかけて、無事に玄象を取り戻す。説話では上層にいたのは鬼であると想像されている。源博雅は醍醐天皇の孫にあたり、楽に長けた人物として名高く逸話も多い。この説話には『今昔物語集』の編纂された十一世紀前半のイメージする天曆期像が濃厚に反映されている。天曆すなわち十世紀半ばには、すでに羅城門は顛倒しているにも関わらず説話はその姿をあるものとして語る。天曆という聖代には全き姿の都城において天皇の統治があまりなく行き渡り、その権威は異界の存在である羅城門の鬼にまで及んでいた。そのような秩序だった世界観を描いて、『今昔物語集』はこの説話を編纂したのである。

また十二世紀前半の『江談抄』（第四ノ二十）では月夜の羅城門が描写されている。この門を過ぎった騎馬の者が都良香の歌「氣霽れて風新柳の髪を梳る 氷消えて波旧苔の鬚を洗ふ」を誦えると、楼上から「あはれ」と声がしたというのだ。「文の神妙、自ら鬼神を感ぜしむ

るなり」。声の主は鬼神であったとされる。都良香は九世紀半ばに生き漢詩を能くした文章博士であるが、神仙的人物としても多分に伝説化されている。異界との狭間である羅城門において、彼の詩は鬼神にも届く。そのように説話は構想されている。

鎌倉時代編纂の『世継物語』は、「らいせい門」を瓦葺で白土塗り、金物飾りの門であると描写する。また九世紀末を生きた紀長谷雄が、月明かりの夜に「らいせい門の橋の上」から朱雀門の巨人を望見したとの説話も載せる。朱雀大路の両端に聳える朱雀門と羅城門という平安京の二大門を結ぶ舞台装置が、異界への通路として実に効果的に機能している。

『今昔物語集』の成立した十一世紀前半には、羅城門はすでに顛倒しその礎石すら持ち去られていた。失われて久しい羅城門であったが、物語のなかではそこにあるものとして再生される。説話の語りにおいて、羅城門はよみがえる。

本稿では、これら史料の記された時代における羅城門という場の状況、平安京の都市民たちの空間認識を検討する。現存しない羅城門の物語をなぜ語るのか。失われた羅城門を言葉の力でよみがえらそうとした人々の意識

は、いかなるものであったのか。

空間認識をめぐるこの考察の底流には、従来の空間構造論に対する疑問がある。空間構造論とは、「都市」「空間」の具体的な形態や機能の復原を通じて、都市社会の構造やその変化に論究しようとする議論³⁾であると説明される。そこでは固有の歴史をもつ個別的な場所から社会的実践や意味が剥ぎ取られ、空間は透明で均質なものとして分析される。しかしながらそこで実体化される都市とは、一体誰にとつての都市なのか。為政者の理念にしかない都市や、あるいは研究者の操作から生みだされたにすぎない都市を实体とみなしてはいないか。

空間構造は、空間と社会の関係性のなかで認識される。「社会」はそもそも空間的な存在であり、へ空間もまた社会的実践の関数として存在する⁴⁾のだ。空間構造には価値の観念が色濃く反映されており、空間と社会の動態的な絡みあいのなかで流動する。ゆえに客観的なものではありえない。しかしながら、人は空間構造を無意識のうちに実体化し、固定されたものとして考えがちだ。それがその社会の世界のとらえ方、分節のしかたの現われであるためであろう。空間構造論においては「領主権力の支配構造、あるいは都市の社会構造と、現実の空間

構造とが混同」されがちであるとの指摘⁵⁾もすでにある。

都市あるいは都市社会の構造を実在する実体のイメージでとらえるのではなく、関係の累積、人々のうちに内面化される関係の様式としてとらえ、日常の実践に内在する都市という観点⁶⁾から場所の歴史をとらえること。それは「彼らにとつての都市」⁷⁾へのアプローチの一つとなりうる。そこでは空間の経験、空間の記憶が問題となる。

場所に重層する歴史に光をあてることでありふれた日常の場所がもつ豊かな歴史を掘り起こし、場所のもつ価値や意味を顕在化させること。歴史と空間に関わる想像力を喚起させること。本稿の関心はそこにある。

二 境界の創造と定着

羅城門は都城の建設のために設定された、つくられた境界である。そこには都城唯一の京城門として、京の内と外とを画する巨大な建築物がそびえ立っていた。

都城という制度と絡みあう羅城門という場は、いかなるあり方をしていたのか⁸⁾。

平城京では、発掘調査により羅城門基壇の掘込地業西辺と北辺の一部が確認されている。史料にみえる「羅城

門」の初見も、この平城京のものだ。『続日本紀』天平十九年(七七七)六月己未条の「於羅城門雩」、平城京羅城門で雨乞いが行われたという記載である。この記事に關しては、亀田隆之に研究がある。亀田はまず、祈雨のために行われた「移市。」(『日本書紀』皇極元年七月戊寅条)、「罷出市廛、閉塞南門。」(『続日本紀』慶雲二年六月丙子条)が中国の祈雨祭祀の影響を受けていることを指摘。そのうえで『大唐開元礼』六七「久雨祭国门」(『周礼』地官党正の注に「禁謂雩祭水旱之神、蓋亦為壇位、如祭社稷。」)において止雨が国门で行われていることを挙げ、「中国思想への傾斜の一端として、祈雨の祭祀を羅城門で行なうことがあったのではないか」と述べる⁹⁾。しかしながらこれ以後、朝廷における祈雨の中心を担ったのは神祇的儀礼(諸社奉幣)及び仏教的儀礼(読経・修法)である。羅城門前での祈雨はこの一例のみであり、定着はしていない。

また平城京の羅城門前は、海外使節らの迎接が行われる儀式の場でもあった。『続日本紀』宝龜十年(七七九)四月庚子条に「唐客入京。將軍等率騎兵二百、蝦夷廿人、迎接於京城門外三橋。」とある。羅城門は都城唯一の京城門である。門をくぐり入京する使節の迎接はそ

の門前の三橋で行われた。また『続日本紀』和銅七年(七一四)十二月己卯条でも「新羅使入京。遣從六位下布勢朝臣人、正七位上大野朝臣東人、率騎兵一百七十、迎於三橋。」とあるように、新羅使を「三橋」に迎えている。さらに『唐大和上東征伝』天平勝宝六年(七五四)には「四日入京。勅遣正四位下安宿王於羅城門外迎慰拜勞。」とある。入京する鑑真が迎えられたのも「羅城門外」であった¹⁰⁾。

法制度上においては、羅城門はいかに扱われたのか。羅城門が唯一の京城門として『宮衛令』開閉門条の義解に記され、羅城の設置が『延喜式』左右京職京程条に規定されることはすでに述べた。『衛禁律』宮門外守衛条は「京城門」を守衛する衛士への罰則を定め、『法曹至要抄』上(罪科十七)に残る『衛禁律』逸文は「一闌入事。衛禁律云、……闌入者以踰闕為限。至闕未踰者、……其越闕垣者絞。殿垣遠流。宮垣近流。宮城垣徒三年。京城垣徒一年。」とあって、「京城垣」すなわち羅城越えの罪を規定する。

「咒術者は、法の威力を咒術に利用する」。瀧川政次郎は羅城・羅城門に關する研究においてこのように述べた。「養老の神祇令に定められている道饗祭及び平安時代に

陰陽師によって屢々行われた四角四堺祭なるものは、
……羅城法禁の力を籍りて、厄病神の京内に入ることを
防ぐ咒法である⁽¹¹⁾。つまり法に記された言葉による法禁
は、人だけでなく罪穢や鬼魅にも発揮されうると考えら
れたといふのである。法の言葉もまた、羅城門の境界性
を生み支えていた。

『延喜式』左右京職大嘗大祓条には「官人率坊令・坊
長・百姓於羅城外、東西相对分列へ左京西面上、右京
東面北上」。朝使者坐中央南向。訖即解除。其齋内親王
入太神宮時、大祓料物并儀式亦准此。」の規定がある。
大嘗祭前と齋王群行時⁽¹²⁾に、左右京職は「羅城外」で大祓
を行う。大祓とは恒例・臨時に朱雀門前や建礼門前を中
心に行われ、罪穢を祓う儀式である。この『延喜式』左
右京職大嘗大祓条が定めるのは左右京職を主体とする大
祓であり、諸国に大祓使が派遣され執行されるものの一
型である。

朝廷の主催でも羅城門前において大祓を実施すること
があった。『日本三代実録』貞観元年（八五九）十月十
五日丁酉条に「是日夜、神祇官於羅城門前、修祭事。有
大嘗会祭故也。」とある。これは清和天皇の大嘗祭に伴
うもので、同年九月十日の朱雀門前、三十日の八省院東

廊での執行に続いて行われた。

羅城門には仁王会の高座も設けられる。仁王会は仁王
般若経を講説し、除災招福、鎮護国家を祈念する法会で
ある。恒例の春秋二季仁王会、天皇の代替り毎の一代一
度仁王会、および臨時仁王会が催され、百の講座を設け
百人の僧を屈して修される。『続日本後紀』承和元年
（八三四）六月甲午条にみえる「吼説仁王経於紫宸殿、
常寧殿及建礼門、八省院諸堂、宮城諸司諸局、東西寺并
□羅城門。惣是百講座也。」、この臨時仁王会の「百講
座」は「紫宸殿、常寧殿及建礼門、八省院諸堂、宮城諸
司諸国、東西寺并□羅城門」であった。『日本三代実
録』仁和元年（八八五）四月二六日庚辰条には「是日、
修仁王会。始自紫宸殿、諸殿諸司、十二門、羅城門、東
西寺合卅二所、及五畿内七道諸国、同日同時、朝夕二時
講修之。」とある。仁王会の講座は通例として羅城門に
設けられる。

羅城門の門前は、まさしく儀式空間であった。羅城門
とその空間は、都城という制度を成り立たせる装置とし
ての機能を果たした。門とは境界を視覚的にあらわす建
造物であり、その空間は内と外との接触する場、異界と
の接点と認識される⁽¹³⁾。ゆえに羅城門は祭祀・儀礼の場と

して成立しえたのだ。

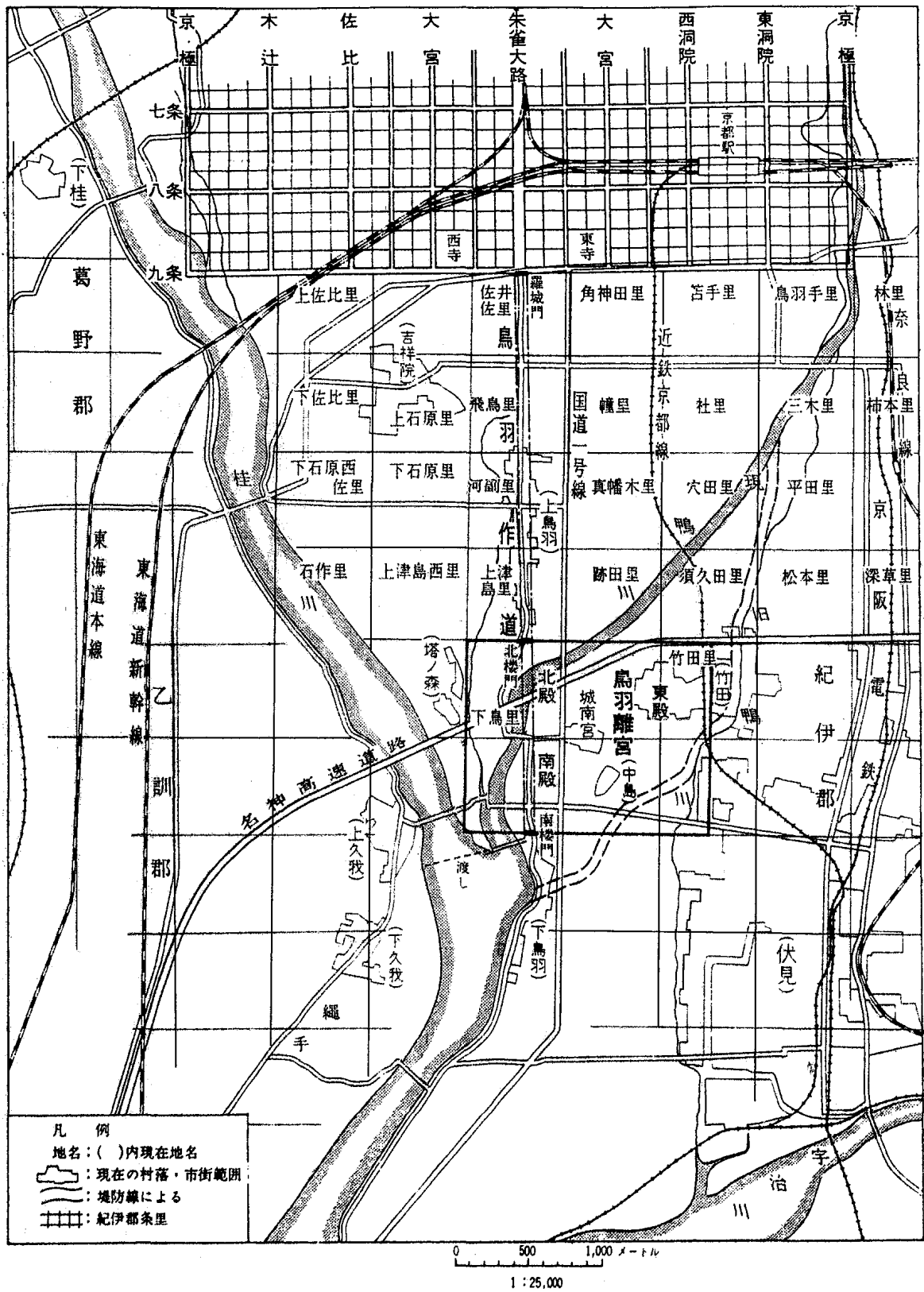
都城の建設という政治的意図によって、それまで何の徴づけもされていなかった場が、にわか境界としての意味を付与される。京の内外を分ける象徴として、またその門前を都城の儀式空間として機能させるために、この桁行七間の二重閣門には見る者を視覚的に圧倒することが要求された。この場はまぎれもなく京とその外との境である、羅城門はそれを認識させるための装置であった。

羅城門を中心とする左右対称の位置には、東寺、西寺の寺地が設定されている。発掘調査によると、東寺の西隣、西寺の東隣には明確な平安時代の遺構が発見されず、坊城小路はその痕跡すら認められないという。平安時代前期には朱雀大路からのぞむ景観を阻害するような土地利用は極度に制限されていた可能性が高い。網伸也は、「平安京の東西二寺は……都城の正面を羅城門とともにシンメトリックに荘嚴にする機能もち、朱雀大路からの景観も配慮された京の象徴的な施設として造営された⁽¹⁴⁾とする。威容を誇る楼門の姿、それをとり囲む羅城門の口からのぞく広大な朱雀大路、左右にそびえる東寺、西寺の五重塔。その景観によって、羅城門の境界性は担

保されていたのだ。

深沢徹はいう。「羅城門それ自体が、外敵の侵入を食いとめるために設けられた巨大な「塞の神」であり、「守宮神」だったのではなからうか」。「日本の古代国家にとって最も重要なこの二大祭典（大嘗祭と仁王会に関連する法会・祭事―引用者注）が、帝都の正門である羅城門でも行われなければならなかった理由は、実にその楼上空間の存在にあったとは言えまいか。なぜなら、国家に仇なすモノへ「物・霊・鬼」どもをその楼上に封じ込め、同時に、その底知れぬ破壊的な「力」を逆手に取って、外敵の京城への侵入をはばむ暴力装置として羅城門を機能させるべく、こうした象徴儀礼が行われていたようにも思われるからだ⁽¹⁵⁾」。

門は境界を視覚的にあらわす施設である。それによってつくりだされる空間は、内と外の接触する場、神や鬼と出会う異界に接する場ととらえられた。ゆえに羅城門は儀式空間として機能する。律令格式に定められた法や繰り返し行われる祭祀・儀礼は、羅城門の境界性を生成し更新させ、その機能を再生産した。羅城門というこの空間は、都城という制度によって生み出されたものであると同時に、その空間的秩序を成り立たせてもいる。そ



平安京南の周辺図

出典 日本古典評釈全注釈叢書『徒然草全注釈』上巻 (角川書店、1967) 547 頁

のような関係性にあつたのである。

三 境界の記憶

九世紀後半に顛倒してのち再建をみず、十一世紀前半には礎石すら持ち去られていた羅城門。しかし建造物としての門が存在しないにもかかわらず、史料には不思議にもその名が記され続ける。

失われし羅城門の姿は、いかに語られるのか。

「羅城門」が史料の上に現れるのは、まず、祭祀や儀礼の場としてである。長和元年（一〇一一）、三条天皇の大嘗祭に先立つ大祓が「羅城門」にて行われた。『小右記』（長和度大嘗会記）十一月十八日条には「神祇祐卜部兼忠云、昨日行羅城門祓。□□七日祭物不具、所不行者。」とある。七日に行われるはずだった大祓が、祭具が揃わずこの前日に延引し、執行されたという。大嘗祭を前に羅城門で大祓が行われる事例があることは、すでに述べた。また『兵範記』が記す仁安三年（一一六八）の高倉天皇の大嘗祭に伴う羅城門大祓は、八衢祭と並んで行われている。十月二七日条から大嘗祭に関連する勘文の一つとその前後の記載を引く。

早旦参行事所。大夫史已下行事官寄人等多以参集。

先可被行来月次第日次沙汰評定。勘文云、

……

陰陽寮

扱申、可被行羅城門大祓并八衢祭日時、

十一月十三日庚午、時午二点、若申、

……

勘文六通覧檢校左大将。其後大祓一通又内覧奏聞、
取具六通下行事所、成牒状付主基了。……

羅城門大祓日時覽殿下、同下畢。

勘文によれば、陰陽寮は羅城門大祓と八衢祭の日時を「十一月十三日庚午、時午二点」に勘申している。そこで十一月十三日条を参照すると「今日羅城門大祓并八衢祭也。兼勘文定日時、自行事所下知諸司。当日史生盛光行事。」とあって、その執行が記される。なお八衢祭とは、『延喜式』神祇官臨時祭条に規定される祭祀であり、チマタ（道股）の神を祀る。

『小右記』長元三年（一〇三〇）六月九日条は、朝廷の催す鬼気祭を記す。「今夜公家於五ヶ処被行鬼気祭。〆羅城門、京極四角云。〆陰陽頭文高朝臣所申行云々。」とあるように、鬼気祭は羅城門と京極四角の五カ所で修された。鬼気祭とは疫神鎮遏のための陰陽道祭祀であり、

貴族の邸宅においてもその門前にて行われる。

仁王会百座のうち一座が羅城門に設けられることは九世紀前半から確認できるが、法会は門の顛倒後も変わらず同地にて執行された。この通例は儀式書にも受け継がれる。十二世紀前半成立の『江家次第』（巻十五）を引く。

一代一度仁王会

……

大臣并行事上卿相共定奏京中卅一堂僧名。へ随院宮多少増減諸国、但院宮三僧、諸宮七僧、自余同臨時。或只行事上卿定奏。へ

今案、近例大臣先令勘日時之次、便定之。へ延久元年例卅三堂也。へ

中殿	南殿	大極殿	豊楽殿
武徳殿	朱雀門	羅城門	両院
四后	春宮	太政官	外記庁
中務省	式部省	民部省	兵部省
大蔵省	宮内省	左京職	右京職
右近府	左近府	左衛門府	右衛門府
左兵衛府	右兵衛府	東寺	西寺
聖神寺			

南殿。中院。諸院。諸宮へ各七僧、へ自余皆二僧。

仰諸国六十六座也。若京中卅四座可被定歟。可満於百座之故也。二島事可尋之。

『江家次第』は、一代一度仁王会の百座のうち京中の堂に「羅城門」を挙げる。仁王会百座の記述に詳しい『兵範記』から実施の記録を挙げれば、保元二年（一一五七）十月五日条に「被行造内裏臨時仁王会。」とあり、内裏造宮に伴う臨時仁王会の「百座所々」に「羅城門」がみえる。仁安二年（一一六七）十月三十日条には「今日令定申一代一度大仁王会事給也。」とある。この日、十二月十三日に行われる六条天皇の一代一度仁王会に關し定めが行われた。その詳細を記す裏書によれば、「十三堂」の一つとして「羅城門」がみえる。嘉応元年（一一六九）十月二八日条にもやはり「二代一度仁王会定也。」とあって、十二月二日に執行される高倉天皇の一代一度仁王会の「三十六堂」のうちに「羅城門」がみえる。

継続する祭祀・儀礼の執行は、羅城門の儀式空間としての機能を生き長らえさせる。そのたびに都城の境界性は、その場に更新され続ける。羅城門という境界の空間を生んだのは都城という制度であるが、逆に、この境界

性を担う空間なしに都城はその制度を維持することができない。天皇の代替わりという節目において想起され繰り返されるこれら儀式は、いわば記憶保持の実践であるといえる。

京を出て南へと向かう。鳥羽作道を下って鳥羽殿に至り、あるいはさらに西の石清水八幡宮へ向かう。記録を残した貴族たちは、路中の道標として今は無き「羅城門」を記し、その場を示そうとする。

『御堂関白記』寛弘四年(二〇〇七)八月二日条。「参金峯山、以丑時出立。々御物忌、出門間、以塩湯灑衆人。従中御門行西、従大宮出南、従二条朱雀門大路礼、橋下解除、従出羅城門、鴨河尻乗舟。時辰、参八幡宮。」金峯山参詣に出立する道長は、通過する京の大路についてその路次第を記し、「羅城門」より出京、鴨川尻で乗船し石清水八幡宮へと向かう。『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)八月十四日条には、「未剋出立。……自北門出立、自中門大路到大宮、更南折到二条辻、更西折到羅城門。戌剋着宿院。」とある。石清水放生会に向かう藤原師通は、「羅城門」に至るまでの路次を書き記す。もはや姿形のない羅城門をあえて記録に残すのは、彼らがそこで京の境を越すという行為を意識し、羅城門

をその象徴として思い起こしたことのあらわれであろう。行幸、御幸の京中路次次第に「羅城門」を記す例は数多く、十四世紀に下つてもなお史料に確認される。『兵範記』久寿二年(一一五五)十二月一日条では、東宮守仁(のちの二条)が鳥羽殿から内裏に入御する。

殿下以下公卿諸衛、率参鳥羽殿。可有春宮御書始行啓等之故也。……次行啓。……作路至羅城門、自朱雀北行、自七条東行、自東洞院北行、自二条西行、自西洞院更南行、御車至右兵衛陣、供筵道下御。殿下令候御裾給。経筵道入御御在所云々。

鳥羽殿から作道を上つて「羅城門」に至り、守仁は入京する。牛車はさらに京中の路次を経て内裏へと入御する。同じ『兵範記』の仁安四年(一一六九)四月二六日条にみえるのは、高倉天皇の石清水行幸である。鳥羽殿までの道程を引く。「行幸石清水宮。依聖代始。……次乘輿出御東門。……大行自西洞院面北行、自二条大路西行、自朱雀大路南行、経羅城門、到于作路、於鳥羽北楼外更整行列。」天皇の輿は内裏より出で、京の路次を通り「羅城門」を経て出京、鳥羽作道を南下する。

『後深草天皇宸記』文永六年(一二六九)八月二三日条、後嵯峨院と共に石清水八幡宮へ向かう後深草院の御

幸をみる。

自今日法皇令參籠八幡宮御。朕如例年為御共所參也。
……法皇即出御。へ御装束御衣裳御袴如常。へ乗御御
輿。朕於同所乘輿。へ依別仰也。へ出御西門、高倉南
行、冷泉西行、東洞院南行、五条西行、猪熊南行、
六条西行、大宮南行、九条西行、至羅城門。へ以南
路如常。へ

また『八幡御幸記』延慶三年（一二三〇）十月六日条
における後伏見院の石清水御幸にも記載がある。「今日
余參八幡宮。……路次万里小路南行、北小路西行、今出
川南行、一条東行、東洞院南行、五条西行、猪熊南行、
六条西行、大宮南行、九条西行、至羅城門。へ以南路如
常。へ」いずれも「羅城門」を京中路次次第の末尾に据え
る。行幸、御幸行事には、大路を經るという原則及び吉
例の参照や、禁忌の方角を避け路の現状を考慮した選定、
整備が求められる。行列がいかなる路次を辿るのかは重
要な情報であった。では路次次第はいかに決定されたの
か。『兵範記』仁安二年（一一六七）四月二三日条は、
六条天皇の鳥羽殿への方違行幸を前に行われた「仰路
次」を記録している。

今度行幸鳥羽殿也。……次出陣座、……先召仰、其

詞云、行幸鳥羽殿北殿、令召仰諸司ヨ、上卿正笏称
唯、次下日時勘文。……次仰路次。自洞院東大路南
行、自六条大路西行、自宮城東大路南行、自七条大
路西行、自朱雀門大路南行、可經羅城門。上卿称唯。
次仰留守。……

行幸を前に陣座で召仰があり、日時勘文を下して、路
次を仰す。続いて留守を仰す。京の路次次第は、この儀
式のなかで音声によつて確認される。行列は東洞院大路
を南へ、六条大路を西へ、大宮大路を南へ、七条大路を
西へと辿つて朱雀大路を南行し、「羅城門」を經るべし、
と。「羅城門」の名は、京の境界を意識化するためにあ
えて称えられた。行幸の行列は羅城門で、京の境を越え
るのである。

鎌倉時代末葉の『駿牛絵詞』には次のようなエピソードもみえる。「獏丸。へ筑紫牛。へ後白河院御牛。鳥羽殿
へ御幸に羅城門の前よりかけらるゝに、彼御所の門まで
歩足なくをどり侍りける駿牛なり。」牛が歩足なく走り
続ける範囲を、羅城門から鳥羽殿の門の間と記す。これ
も御幸の實際を下敷きとする挿話であろう。

『中右記』寛治五年（一一〇九）三月二六日条は、関
白藤原師実の石清水八幡宮参詣を記す。「関白殿下有八

幡詣事。へ于時御三条殿。……其路經洞院東大路并七条。次第、……於羅城門南辺小雨。及申剋渡御淀津、へ御舟、へ了着御宿院。」記主藤原宗忠は京中の路次次第、陪従の行列次第に続けて「於羅城門南辺小雨」と記録している。「羅城門」における天気の変化の記述である。むしろ建造物としての羅城門は、この時とうにない。かといって路次次第の一部として位置づけられているわけでもない。ここで「羅城門」の名は、路次の列挙を越えて地名化しているといつてよい。同様の例はこれに限らない。「殿曆」康和四年(一一〇二)十二月八日条、藤原忠実が前夜方違のため源雅実の久我第に宿していた。「寅剋許帰京。於羅城門許夜曙了。卯剋許還着高陽院。」彼は翌朝まだ暗いうちに立出し、「羅城門」で朝を迎え、入京する。また『山槐記』仁安二年(一一六七)四月二三日条にも、これと重なる記述がある。

今夜為御方違行幸鳥羽北殿。……秉燭之後参内。
 へ五条。……次出御。……東洞院南行、六条西行、大宮東行、七条西行、朱雀南行、入御北殿北門。於鳥羽有鈴奏。……即還御。於羅城門辺天曙了。
 これはすでにみた六条天皇の鳥羽殿への方違行幸を、行幸に従った藤原忠親の側から記したものである。夜に

なつて内裏を出た行幸の行列は、朱雀大路を下り鳥羽作道を経て鳥羽殿へ入る。鳥羽では行幸に伴う鈴奏があり、再び鳥羽殿を出たその還御の路中、一行は「羅城門」にて朝を迎える。楼門が失われてのち羅城門の名を通用させていたのは、都城の空間認識である。ゆえにその枠組みに依拠し、過去からの連続性を主張する儀式においては、とりわけその名を維持していこうとする傾向が強いといえる。だがここで示した「羅城門」は儀式に埋め込まれた名称ではなく、その場を示すいわば生きた地名として用いられている。そこには羅城門という場を示す何らかの標識があったのかもしれない。

羅城門は二重閣門の威容や法の言葉を背景に、政治的意図によつて人為的に境界性を扶持された場である。門という視覚的標識を見ること、また祭祀・儀礼の執行によつて羅城門と境界性を結びつける認識は定着する。ついに羅城門という象徴的建造物が失われても、境界の認識が継続するに至った。羅城門はその場を示す呼称として通用し、儀式は執行され続ける。それを可能にさせたのは、人々がその場に対する記憶を保持していたためだ。

院政期以降に成立した説話集に、失われて久しい羅城

門の物語が語られた意味、それは都城の枠組み、ひいては律令制の理念を奉じた人々の営みではなかったか。彼らの姿は、『今昔物語集』の編纂者と想定される「旧体制の担い手」⁽¹⁶⁾に重なる。都城の境の認識は、羅城門が失われてのちも彼らに必要とされ、ゆえに境界の記憶も存続が求められたのである。

しかしながら幻視された羅城門の物語は、古代的な理念とは大きく乖離していたといわざるをえない。そこには律令国家の象徴としての都城のコスモロジーがそのままに再現されてはいない。「旧体制の担い手」はまた、院政期を生きる一員でもある。「羅城門」という言葉や場によどる記憶は、かつての権威を呼び起こしながらも、意味を変化させ続ける。そのようにしてこの場の境界性を保証し、かつ再編していたように思われる。

古代的な都城の記憶保持を希求する人々も、院政期社会を生きる一員であることから逃れられない。古代的理念からの逸脱は、かえって院政期の羅城門という場に対する社会の認識を露呈させている。その意味で、むしろ史実と異なる物語の形成にこそ、目を向けるべきなのだ。

東寺が所蔵する兜跋毘沙門天像は、かつて羅城門の楼

上に安置されていたとの伝承をもつ。⁽¹⁷⁾『東宝記』卷一（仏法上、食堂）を引く。

一本尊形象へ付壇下二尊事……

私云、……又壇下西辺有地藏菩薩像。……東辺有刀拔毘沙門像。是又不知安置之由来并作者矣。

或記云、地藏菩薩元在西寺、毘沙門元在羅城門楼上。各顛倒之刻、被渡当寺云々。此二尊最初講堂壇下東西安置之、後被移食堂云々。

行宴法眼記云、或云、恵什闍梨云、毘沙門天像者、將門乱時造此像、安羅城門。彼門破壊之刻、移当寺安之、件天像身内彫其子細云々。……

執行忠救僧都説云、食堂毘沙門事、寺家旧記云、根本被安置羅城門二階楼上。彼門顛倒之刻、被渡東寺云々。安西城門楼上安毘沙門天王之因縁、大宋高僧伝史略等載之。彼此符合歟。

「刀拔毘沙門天像」は、もと羅城門二階の楼上に据えられていたが、門が顛倒した際東寺に渡された。はじめ講堂に置かれたが、のちに食堂へ移されたという。『東宝記』は、『宋高僧伝』や『大宋僧史略』の説く安西城毘沙門天の説話に依拠して、羅城門に毘沙門天像が安置されたとする。この「刀拔毘沙門天像」が、現存の兜跋

毘沙門天像にあたると思われるのである。なお平将門の乱時の造仏とする説も記されるが、それ以前に羅城門は顛倒しており、従えない。

現存する兜跋毘沙門天像は、九世紀前半に中国で造立され日本へと請来された。金鎖甲を着し四面立の高冠を被って地天の掌に立つ独尊形式の異形像である。この像がいかなる契機によって東寺に収められたのか、それは定かではない。おそらくは外敵防護の毘沙門天信仰によって、像は東寺にほど近い羅城門と結びついて語られ、十三世紀の『東宝記』にその伝承が記されたのであろう。場の視覚的な景観は、社会の記憶を喚起する力を有する。場の記憶保持のための実践としてそれが維持された事例を挙げることは可能だが、しかしそれらとは異なり、羅城門は標識としての門が失われてのち再建されることになかった。ゆえにその場は祭祀や儀礼、地名としての存続によって境界性を保持し物語を生み出し続けながらもしかし、意味を変容させていく。そこにはやがて四塚という新たな名称が与えられ、羅城門と並存するようになる。

四 境界の変容

羅城門跡にあたるその場は、院政期に入って四塚の名で称されるようになる。『伊呂波字類抄』(十卷本)は、羅城門について「在朱雀南極、今四塚是也。」と記す。四塚は、鳥羽作道へとつながる朱雀大路が京極の九条大路と交差し、さらに西国街道の分岐する場所をいう。『梁塵秘抄』(四三九)にも「いざれ独楽 鳥羽の城南寺の祭見に われはまからじ恐ろしや 懲り果てぬ 作り道や四塚に 焦る上馬多かるに」の今様が残る。院、とりわけ後白河院が遊興を催した時代の鳥羽城南寺祭は、貴族はもちろん広く平安京の都市民を集めた。彼らは京より「四塚」「作道」を経て「鳥羽」へと向かったのである。

四塚には「四塚」「四陵」「四墓」の表記が確認される。『類聚名義抄』(観智院本)を参照するに、「塚」「陵」「墓」には「ツカ」の古訓が共通する。いずれもヨツツカもしくはヨツツカと呼ばれたと推測できる。四塚の語源については、近世の地誌以来様々な解釈がなされてきた。近年では丹生谷哲一が、静岡県磐田市の一の谷墓地の立地する場の字名が四塚であったことに注目し、中世

において「四塚」は境界的な場、刑場、葬地の指称であったと述べた⁽¹⁹⁾。また勝田至は四塚の由来を「四つの目立った塚があったから」と述べ、それらの塚が古墳や墓であった可能性を推測する⁽²⁰⁾。四塚を葬地とみるか否かの解釈に関わる説である。勝田はそれを積極的に評価する一方、逆に竹居明男は、史料上では確証できないと疑問を呈している⁽²¹⁾。

四塚の名称は、おそらく視覚的な景観から生まれたのである。その場に塚のような盛り土が存在し、羅城門の倒壊後にはそれが標識となって地名がつけられたのだと考へたい。ただしその塚が古墳や墓であったか否かは定かではない。境界の場には塚を築く民俗が存在する⁽²²⁾、また四塚の場合、羅城門の基壇跡や羅城の築地堀跡との推測も成り立つ。確かなことは、十二世紀半ばに朱雀大路（鳥羽作道）と九条大路の交わる地、すなわちかつて羅城門が聳えた場を四塚と呼ぶことが定着していたという事実である。他と区別してその場を四塚と呼び、場の指標とする認識が生まれていたのである。

年次の明らかな四塚の初例は、『台記』康治二年（一一四三）三月十六日条である。「是日、於成菩提院有十講事。奉為故白河院、一品経也。已刻、欲向執柄亭、人

告云、執柄已出給。即參鳥羽、於四陵辺伴執柄。」藤原頼長は法会のある鳥羽殿へ赴くため、まず兄の摂政忠通の邸宅へと向かう。しかし忠通はすでに出発した後であった。彼はそれを追いかけ、「四陵辺」で忠通に合流する。

続いて『山槐記』永暦元年（一一六〇）八月二十日条に記事がある。この日は二条天皇の石清水行幸であった。「今日石清水行幸也。予勤仕舞人。……予心中依有憚事、不登社頭退出宿所。……明日雖可立片舞、暫休息之後依有勞事駕車馳帰へ引替火爪、高畠、四墓并四頭也」。孤陋之身陸沈兼存事也。」藤原忠親は行幸に舞人として勤仕するはずであったが、心中に憚ることがあつて社頭に登らず、男山山麓の宿所を退出した。しばらく休息をとって牛車で帰京したという。その帰路に「引替火爪、高畠、四墓并四頭也」とある。竹居明男はこの記事を「引替」した経路の地名を列挙していると考えられる」とし、四塚のほか、「火爪」を桂川西岸の乙訓郡の樋爪、「高畠」を桂川東岸の紀伊郡鳥羽の地に比定する。そして「四頭」は今のところ未詳だが、忠親は恐らく、いわゆる一直線に南下する鳥羽作道を経て西南方向をたどる往路を逆行したものと推定される」と解釈する。しか

しながら、「引替」とは引き返すの意ではなく牛車の牛を交換する意であることは、同じ『山槐記』の保元元年(一一五六)三月七日条にある「引替二頭。」や、平治元年(一一五九)二月二七日条の「引替牛四頭、太猛懸也。五六頭可用也。」などから明らかである。したがって「引替火爪、高畠、四墓并四頭也。」とは「火爪」「高畠」「四墓」の三カ所で牛を替え、そのため替牛を四頭用意していたと読むことができる。四塚はここで、牛車の牛を替える場の一つとして記された。

『庭槐抄』治承三年(一一七九)八月二七日条は、高倉天皇の石清水行幸を記す。

今日八幡行幸也。……其路自西洞院、到三条東行。……到東洞院南行、到六条西行、到朱雀也。……於六条壬生堂門中乗乗替馬へ前駈等儲此所、自此相副予也。之之間、御輿早速已過了。大将隨身移馬乗下之時、被扣御輿先例也。況其身於乗替哉。而御輿如飛過了。……予乗替馬殊駿足也。仍於四墓無程前進了。

行幸に陪従した藤原実定が「六条壬生堂門中」において馬を乗り替えている間に、天皇の御輿は飛ぶが如くに通り過ぎて行ってしまった。実定の馬は駿足であったの

で「仍於四墓無程前進了」、すなわち「四墓」で追いつくことができたという。

治承四年(一一八〇)三月十八日、鳥羽殿に幽閉されている後白河院が京に入るため鳥羽を出たが、途中で引き返すという出来事が起こる。この事件は『山槐記』と『玉葉』(同十九日条)に記録がある。まずは『山槐記』を引く。「後聞、今夜法皇自鳥羽令出京給。未及四墓二三丁還御云々。衆徒可奉奪取法皇之由風聞。」後白河は「四墓」の二、三丁手前で鳥羽へ引き返した。忠親はその理由を、衆徒が後白河を奪取するという風聞があつたためとする。次いで『玉葉』を引く。

今晚上皇御進發了。法皇去夜欲渡御五条大宮為行家之間、六条壬生之辺へ不知誰人宅、設鋪設、装御装束。法皇不知食其子細、到四墓辺給之間、前將軍獻使者、申日次不宜後日可渡御之状。仍忽以還御鳥羽。次第奇異事歟。今一兩日之間、猶可渡御五条大宮云々。

ここでも後白河は「四墓辺」で報せを受けて鳥羽へ引き返している。いずれの史料も、後白河が入京には至らなかつたことを記したのである。翌日になって後白河は改めて五条大宮の藤原為行邸へと移り、延期されていた

高倉上皇の嚴島參詣という異例の御幸は決行されるのである。

『明月記』建仁三年（一一二〇三）三月十日条は、後鳥羽院の熊野御幸出立を記す。「雨通夜不止。聞曉鐘參御精進屋門前。源大納言已下前後集會。此間雨止。天明出御、不取松明。雨又降。……藁沓損足、於鳥羽北門入小屋隱了。即騎馬、於四墓辺乗車帰冷泉。諸病競起、終日平臥。」御幸の見送りに従った藤原定家は、藁沓が足を損ずるため鳥羽北門で小屋に隠れて行列を離れ、騎馬で京へと引き返した。彼は「四墓辺」で牛車に乗り換え帰宅する。この記事は、既述の『山槐記』永暦元年（一一六〇）八月二十日条で、忠親が四塚において牛車の牛を引き替えた記事に重なる。四塚を京の内外の境とする認識が背景にあり、ここでは牛車を引き替える、騎馬から牛車へ乗り替えるといった慣習が存在したのかもしれない。

同じく『明月記』の承元元年（一一〇七）十月一日条は、後鳥羽院と七条院の熊野詣を記す。「今曉兩院南山御幸御進發。……巳時許小男帰來、出御早速、於鳥羽北門辺止松明。於四墓以北者、女院御同道之間滅火、先陣人悉前行云々。四墓以南人々如例前行。於鳥羽南門以南

止。」とある。これによれば、女院の同行時には「四墓」より北で火を滅するという作法があったらしい。つまり京の境を暗闇のなかで越えるということだ。他に比較できる例がなく詳細は不明だが、これにも四塚という場を京の内外の境とする認識が背景にあるのだろう。

四塚の呼称は、羅城門と併存する。史料年代が重なるのはもちろんのこと、『山槐記』においては藤原忠親という一人の記主が兩呼称を併用している。これらの事例をあえて分類するならば、都城の枠組みを想起させる必要がある行幸、御幸といった儀式、その路次次第には「羅城門」を用いる傾向が強いといえよう。羅城門という名の建造物が存在せず、四塚の地名が浸透していた段階において、あえて羅城門の称を用いるということ。それは当該の儀式において記録を記した貴族たちが、都城の枠組みを、律令に象徴される古代的理念を欲求していたためである。逆に四塚は境界性を現わす名称ではあつたものの、羅城門のように古代的な理念、都城の枠組みを想起させる名ではなかった。

さらに四塚の展開を追う。『平家物語』卷九「樋口被討罰」に「樋口次郎今日すでにみやこへ入るときこえしかば、党も豪家も七条朱雀、四塚さまへ馳せ向ふ。樋口

が手に茅野太郎といふ者あり。四塚にいくらも馳せむかうたる敵の中へかけ入り、大音声をあげて、……」とある。同じく『平家物語』卷十一「一門大路渡」を引く。

「平氏のいけどりども京へみな入る。……見る人、都のうちにもかぎらず、凡そ遠国近国、山々寺々より、老いたるも若きも来りあつまれり。鳥羽の南の門、つくり道、四塚までひしとつづいて、幾千万といふかずを知らず。そのほか『源平盛衰記』を含む『平家物語』諸本、『太平記』などに「四塚」の名は散見される。竹居明男のいうように、「軍記物語の世界では、「四塚」を含めた一連の地名列挙が半ば常套句化している」。

鎌倉時代中期の『沙石集』（卷十、浄土坊遁世ノ事）は、恵心僧都源信が「造道四塚ノ辺」で道占を行ったという説話を収める。

恵心僧都モ、往生ノ事心本ナク不審ニ覺テ、道占トハントテ、造道四塚ノ辺ニテ、雨ノ降タルニ、スコシ高キ所ニ立テ見給ヘバ、老翁ノ、アシキ道ヲスベリノ歩キテ、僧都ノ立給ヘル処ニ来テ、極樂へ参タリ、トゾ云ケル。サテコソ往生ハサリトモト、タノモシク思ハレケレ。

道占とは、往來に立ちそこを行く人の言葉から吉凶を

占うこと。四塚は鳥羽作道へとつながる朱雀大路と九条大路とが交差し、さらに西国街道も分岐する辻である。道占をするにふさわしい、すなわち異界と交わる境界の場として四塚が認識されていたことを説話は示している。

十四世紀半ば以降十五世紀に至るまで、四塚は梟首の場として史料に現れる²³。この時期、六条河原とこの四塚が、京における通例の梟首場であった。四塚が京の境であり、境界の場と認識されていたことによるのだろう。

『師守記』康永三年（一二三四）四月四日条には、その認識が顕著である。「伝聞、今日於五条坊門壬生召取御敵。或自害、或被召取云々。於首者東寺四塚之云々。洛中賀茂祭以前之間、被憚之云々。」賀茂祭以前には「洛中」での梟首は憚られる。よって首は四塚に晒された。そこが「洛中」内外の境とされていたからこそ、四塚という場には梟首が憚られることはない、神事に穢れを及ぼすことはない判断されたのだ。

同じ頃、四塚はまた東寺領巷所として多くの東寺関係文書に現れる。巷所とは、京の街路を耕地化または宅地化した地所をいう。文書では「山城国九条四塚」（暦応四年へ一三四一）六月三日付光嚴上皇院宣案へ東寺靈宝院蔵中世文書（など）のように国郡と都城の行政単位の

平安京羅城門・四塚年表

年月日	羅城門	四塚	出典
延暦13 793 10.22	平安京へ遷都		類聚国史
弘仁7 816 8.14	大風により羅城門倒れる		日本後紀
承和元 834 6.15	臨時仁王会で羅城門に講座		続日本後紀
貞観元 859 10.15	羅城門前にて大嘗祭前の大祓		三代実録
仁和元 885 4.26	臨時仁王会で羅城門に講座		三代実録
天元3 980 7.9	暴風雨により羅城門倒れる		日本紀略
天元5 982 2.10	羅城門修理の勅（実現せず）		小右記
寛弘元 1004 閏9.5	高階業遠が羅城門造営を申請（辞退）		平安遺文・御堂関白記
寛弘4 1007 8.2	道長、羅城門より出京		御堂関白記
長和元 1012 閏10.18	羅城門前にて大嘗祭前の大祓		小右記
治安3 1023 6.11	法成寺造営に羅城門礎石が引かれる		小右記
長元3 1030 6.9	羅城門、京城四週で鬼気祭		小右記
寛治5 1091 3.26	羅城門南辺で小雨		小右記
寛治7 1093 8.14	師通、羅城門より出京		後二条師通記
康和4 1102 12.8	羅城門許で夜が明ける		殿曆
12c前半	このころ『江家次第』成立 このころ『江談抄』成立 このころ『今昔物語集』成立		
康治2 1143 3.16		頼長、四塚辺で忠通に追いつく	台記
久寿2 1155 12.1	守仁、羅城門より上京		兵範記
保元2 1157 10.5	臨時仁王会で羅城門に講座		兵範記
永暦元 1160 8.20		忠親、四墓で牛車引替	山槐記
仁安2 1167 4.23	六条の行幸で仰路次に羅城門		兵範記
	一代一度仁王会の堂に羅城門を定める		兵範記
仁安3 1168 11.13	羅城門前にて大嘗祭前の大祓、八衢祭		兵範記
仁安4 1169 4.26	高倉の行幸に羅城門を通過		兵範記
嘉応元 10.28	一代一度仁王会の堂に羅城門を定める		兵範記
治承3 1179 8.27		実定、四墓で高倉御輿に追いつく	庭槐抄
治承4 1180 3.18		後白河、四墓辺で鳥羽に引き返す	山槐記・玉葉
12c後半		このころ『梁塵秘抄』成立	
建仁3 1203 3.10		定家、四墓辺で乗車し帰宅	明月記
承元元 1207 10.1		女院同行時の四墓周辺での作法	明月記
文永6 1269 8.23	後深草院の御幸に羅城門通過		後深草院宸記
13c	このころ『東宝記』成立		
		このころ『沙石集』成立	
		このころ『平家物語』成立	
延慶3 1310 10.6	後伏見院の御幸に羅城門を通過		八幡御幸記
14c		このころ『源平盛衰記』成立	
14c半ば		四塚、梟首の場に	
		四塚、東寺領巷所に	
16c後半		四塚に御土居東寺口	
宝暦2 1752 8.26	紀伊郡佐井佐里に字来生		東寺百合文書

重なつた表示が目につく。四塚には、東寺宝菩提院領や東寺領が入り混じる。四塚の風景が垣間みえる記載を文書より引く。文明十九年(一四八七)三月六日付二郎左衛門田地作職売券(『東寺百合文書』シ六七)、売買される百姓職の四至に「合老段者、在所へ四塚之堂前、「限東朱雀河、南限繩手、限西作道、北限橋爪、」四塚之堂後、「限東上丸井手、南限井手、限西西寺殿下地、北限庵所也、」とある。四塚には堂が建ち、朱雀河が流れて橋がかかり、南北には作道が、南側には東西に大繩手が走る。これに関連して、明応二年(一四九三)二十一口方評定引付二月十三日条(東寺百合文書ち二六)を引く。

一寺辺路次普請事、今日始而相触之、如先規、八条ヨリ九条マテハ、大宮分猪熊之町人造作之。

南大門之前四塚マテハ、南田之百姓罷出作之。

於四塚之橋者、鳥羽ヨリ懸之云々。但、一向不及修理者也。

四塚周辺の路や橋は、東寺により管理された。記録においても文書においても、この時期に多く「東寺四塚」の表記が現れることは、竹居明男が指摘している通りである。

豊臣秀吉の築いた御土居、その七口の一つ東寺口が開かれたのも四塚である。すでに十五世紀にはこの地に關が設けられており、それを維持拡張するかたちで東寺口が設けられたとみられる²⁴。東寺から四塚に至る街道は御土居南辺と並行し、それに沿って四ツ塚町の集落が形成される。ここに至っては、羅城門が都城唯一の京城門として威容を誇った時代とは明らかに場の意味づけが異なる。四塚は羅城門とは離れ、それでもなお都市の境界の地を担う。

一方で、羅城門の微かな痕跡を伝えるのは、『東寺百合文書』(ユ八十)宝徳二年(一七五二)八月二六日付山城国紀伊郡佐井佐里五坪田地手継文書の次のような地名である。

売渡申田地之事

合老段者へ字来生西繩本一段也、本所勅旨田、紀伊郡佐井佐里五坪、

四至へ限東地類、限南四坪、限西西寺田、限北九条大道、

「来生」は「らいせい門」(『世継物語』)「羅生門」(『北野縁起』へ承久本)とも称された羅城門の地名遺存である。かつての都である平城京の羅城門跡に遺存して

いた地名もまた「来世」であったことが思い起こされる。かつて都城のコスモロジーを体現し威容を誇った羅城門、その場は「来生」として大正年間までこの中世以来の地名を冠し続けた。

五 記憶の場

羅城門という場は、建造物としての門が転倒してのちも祭祀・儀礼の場、すなわち都城の境界としての機能を継続させた。楼門が姿を消そうとも京の路次次第の末尾にはあえてその名が称えられ、また地名として通用する。羅城門は言葉で書き継がれることによって場の記憶を維持したと考えられる。その名が都城平安京の秩序を象徴的にあらわしていたためだ。記憶とは、想起される時点における過去の再構成にはかならない。想起がなされることによって、過去からの継続は確認される。記録を残した貴族たちは、律令国家の理念、都城制の秩序を、自らの立場の根源に関わるものとして求めていかざるをえない者たちだった。結果、羅城門という場と境界性をつなぐ認識は長く継続する。そのとき羅城門は、都城の記憶を維持するための空間であったといえる。

そのような場に、十二世紀半ばには四塚の地名が現れ

て、京の内外を分ける境として羅城門と併存しながら定着していく。羅城門と四塚では明らかに場の意味づけが異なる。共通するのは、その場を京の境とする認識である。四塚の出現は、平安京の都市民が場所にこめられた意味を自ら変化させていたことを示す。新たな要素を表現する地名として、四塚は土地利用の実際に即して定着した。

『今昔物語集』の成立は十二世紀前半、四塚という地名が現れる時期と極めて近い。説話が記す羅城門の姿は、四塚つまり当時の現状としての羅城門跡のあり方、景観意味づけが入り込んでいたといつてよい。少なくとも説話において、羅城門は律令国家の理念を体現する威圧的建造物として描かれてはいない。羅城門と、四塚と、その意味が重層する場として、位置づけられている。

場所の記憶は儀式のなかに、地名のなかに、物語のなかに、そして景観のなかに保存されうる。すでに荘園研究においては、「地名とは本来、土地の記憶を想起させる記号というふうにとらえた方がよいのかもしれない」とすれば、六〇〇年前の帳簿に記録された地名もまた、当時の人たちの土地の記憶を想起させる役割があり、〈記録〉から〈記憶〉へとたどっていくと中世の生活世

界へ踏み込んでいけるのではないか⁽²⁵⁾との認識から、具体的環境語彙の分析が始まっている。場のあり方は変化する。想起される記憶と身体的な行為である実践とが出会うとき、その場は意味づけられる。景観にもまた、場所の歴史が分かちがたく結びついている。

現在、羅城門跡は京都市南区唐橋羅城門町及び四ツ塚町の名で称される地域にある。当地は一九六一年、一九七七年に断続的に発掘調査が行われ、溝状の遺構や平安時代の遺物が掘り出された。ただし後世の攪乱があり、はつきりとした門の遺構は検出されていないという⁽²⁶⁾。いまアスファルトで舗装された九条大路沿い北側には、東寺の空海と西寺の守敏の祈雨争いに由来をもつ矢取地藏堂が建つ。その堂の脇から北へ入った小さな公園に、羅城門跡の石碑はひっそりと立てられている。

註

- (1) 裏松固禪は『大内裏図考証』で『拾芥抄』(古本)の九間説を採る。ここでは福山敏男「平安京羅城門の歴史」(『住宅建築の研究』中央公論美術出版、一九八四)に従い、七間とする。
- (2) 『大日本史料』第二編之五、寛弘元年(一〇〇四)閏九月八日条(平松文書)に載る、高階業遠の羅城門造営

の申請に応じ、丹波守重任を定めた文書は次の通り。

(欠文) 左
 (欠文) 守高階朝臣業遠申請、被下(欠文)旨、左以私物、当任内造進羅城門状
 (欠文) 源朝臣、右衛門督藤原朝臣、(欠文)侍従藤原朝臣、勘解由長官(欠文)臣定申云、羅城門朝家嚴(欠文)之後、為復旧基、令致(欠文)相類之比、自以稽留、所司諸(欠文)從之構忽以難致、而令以私物(欠文)受領、或依成功延其任限、或(欠文)賞、件門若致造立可謂大功、任申請被(欠文)……
 寛弘□年閏九月五日

- (3) 山村亜希「中世都市の空間構造と空間認識」(『都市前近代都市論の射程』青木書店、二〇〇二)一五七頁。ただし山村は本稿のいう「空間構造論」を「空間」論と称する。
- (4) 吉見俊哉「空間の実践」(『都市社会学のフロンティア一 構造・空間・方法』日本評論社、一九九二)一三三頁。
- (5) 山村、前掲(3)一五九頁。
- (6) 佐藤健二「都市社会学の社会史」(『都市社会学のフロンティア一 構造・空間・方法』日本評論社、一九九二)一六〇・一六一頁。
- (7) 桜井英治「市と都市」(『中世都市研究三 津・泊・宿』新人物往来社、一九九六)一一八頁。
- (8) 難波宮に関しては『日本書紀』天武八年(六七九)十一月是月条に「難波築羅城。」とあるのが注目される。だ

が羅城門に関する史料はない。藤原京は条坊を備えた初の都城である。しかしながら推定される羅城門位置の南面を丘陵が遮っており、地形から推測する限り羅城門の存在は疑わしい。長岡京においても羅城門の位置は現在桂川の河川敷にあたり、その存在を確定できない。河川流路は移動するため現河道を絶対視することはできないが、長岡京羅城門の記載は史料に残されておらず、発掘による遺構確認も難しいことには留意する必要がある。

(9) 亀田隆之『続日本紀』考証三題』(『律令国家の構造』吉川弘文館、一九八九) 八六頁。

(10) 平安京においては、羅城門前での海外使節迎接は史料にみえない。平安時代に入京した渤海使は、乙訓郡山崎や宇治郡山科で郊勞の儀を受け、七条朱雀の鴻臚館に滞在した。

(11) 瀧川政次郎「羅城・羅城門を中心とした我が国都城制の研究」(『京制並に都城制の研究』角川書店、一九六七) 一九二頁。

(12) 『続日本紀』養老元年(七一七) 四月乙亥条や天平十八年(七四六) 九月壬子条は齋王群行において、百官あるいは所司が「京城外」「京外」まで齋王を見送ったと記す。群行の経路から推測するに、これらは羅城門前を指す。そこは、伊勢へ赴く齋王との別れの場でもあった。

(13) 門前という場には、一般にいかなる性質が託されていたのか。『万葉集』には月夜の門前における足占を詠む歌(七三六・三〇〇六)がある。足占とは目的地まで歩き、右足・左足のどちらで着くかで吉凶を占うこと。門前は

この占いの出発地であり、終着地でもある。『日本靈異記』中巻二五縁では、病を患った女が門の左右に供物を並べ、行疫神に捧げる。病の治癒や予防のため、女は門前において行疫神を饗応する。これと目的を同じくする陰陽道の鬼気祭もまた、門にて行われる。『御堂関白記』長和四年(一〇一五) 五月二九日条、道長は「家門修鬼気祭」。また藤原実資は季毎に定例の鬼気祭を行う。『小右記』によると、実施される場合は「西門」(長和二年(一〇一三) 八月十三日条、治安三年(一〇二三) 七月十七日条) や「北門」(治安三年十二月二日条、万寿元年(一〇二四) 十二月六日条) である。謹慎や籠居を示す札が立てられるのもまた門であった。賀茂行幸の上卿であった実資は、行事前の穢れを避けるため邸宅の「三箇門」に「不浄人不可来札」を立てさせる(『小右記』寛仁元年(一〇一七) 七月一日条)。『水左記』承暦五年(一〇八一) 九月二三日条では、源俊房のもとに関白藤原師実から穢の疑いがあるとの書状が届き、俊房は「人不可来之故」に「即立札於門下了」、門下に札を立てた。『今昔物語集』卷十六第六では、死んだと思われていた男が家に帰ると「門ヲ見レバ、今日七日ニ当テ、物忌ノ札ヲ立テ門ヲ閉タリ」。同じく卷二七第二四には、陰陽師に鬼の到来を予言された家で「門ニ物忌ノ札ヲ立テ、」とある。また『一遍聖絵』などの絵巻や莊園図には、屋敷の門柱に木札を吊る勸請吊りという習俗が描かれる。石川県金沢市の堅田B遺跡(鎌倉時代の豪族居館跡)からは、その木札にあたる巻数板の実例も出土した。木札には般若

心経が書写してあり、修正会の結願日にこれを家の門に吊り下げる。この行事は越後の国人領主色部氏の『色部家年中行事』にも記録があり、同様の民俗行事は村境を実施場所として、現在でも行われている（中野豈任「呪符と境界」へ『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、一九八八）、三上喜孝「『巻数板』木簡と中世社会」へ『米沢史学』十六、二〇〇〇）。

(14) 網伸也「平安京の造営」〔都城 古代日本のシンボリズム〕青木書店、二〇〇七）一一二・一一三頁。

(15) 深沢徹「羅城門の鬼、朱雀門の鬼」〔中世神話の練丹術〕人文書店、一九九四）四七・四九頁。

(16) 義江彰夫「歴史学から見た『今昔物語集』」〔歴史学の視座〕校倉書房、二〇〇二）一〇六頁。『今昔物語集』は、三国仏教史を大枠にすえ、仏法王法相依の思想を通して仏伝から現世までの歴史を統一の秩序のなかに位置づけようという、壮大な世界観を内在させている。しかしながら、欠巻や極端に説話の少ない巻、説話番号の不整、題のみの欠話、意識的な欠文など、この説話集にはいくつもの破綻がみられる。収集された説話の実際を反映させて説話集を編むのではなく、集まった資料の制約による編纂の破綻を避けようとせずに、その理念や論理を優先させた結果であろう。その意味で『今昔物語集』は院政期という時代の歴史的産物ととらえるべきであり、この時代に形成される必然性をもった説話集である。義江の理解によれば、院政期とは社会の上層部が伝統的な身分秩序や価値観を維持できなくなり、それから逃れよ

うとする社会下層部の動きに規定されながら、全社会的に動揺した時代である。そうした状況のなかで、現実の社会現象に目を向け、そこから新しい社会像を模索していくこうとする営みが起きる。そうした営為の一環として『今昔物語集』は編纂された。したがってそのような編纂活動を行う主体として想定できるのは、貴族や寺社など「旧体制の担い手」以外にはない。彼らは勃興してくる世界とその価値観とを取り込みながら支配の土台を立て直すために、それらを総体的にとらえなければならぬ立場にあった。収集した膨大な数の説話を、一定の観点から体系化することを必要とし、またそれが可能であったのは「旧体制の担い手」に他ならない。

(17) 高橋昌明「羅城門の兜跋毘沙門天像」〔立命館文学』五二一、一九九一）は、歴史学の立場から史料を駆使してこの兜跋毘沙門天像を論じる。

(18) 都城のコスモロジーの実質が失われようと、それを象徴する名称や建造物は頑なに維持されることがある。朱雀門や宮大垣は、天皇が里内裏に居を移し大内裏は廃絶、荒廃が進んだのちも、執拗に修造・再建が続けられた（高橋昌明「大内裏の変貌」、『平安京・京都研究叢書一 院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六）。十一世紀以降京への外国使節や商客の滞在が途絶した平安京鴻臚館は、荒廃し、礎石も奪い去られていた。しかしながらその後の史料で、大嘗祭に用いられる標の山の収蔵施設として再建されたいことが確認され、「少なくとも十二世紀中頃まで存在していたらしい」（田島公「大

宰府鴻臚館の終焉」へ『日本史研究』三八九、一九九五。
たとえ本来の機能を果たさずとも、その施設は「鴻臚館」と呼ばれなければならなかったという意味で示唆的である。

(19) 丹生谷哲一「中世都市と四塚」『ヒストリア』一三五、一九九二、九〇頁。

(20) 勝田至「京師五三昧」考」『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館、二〇〇六、二二七・二三八頁。

(21) 竹居明男「京都「四塚」小考」『文化史学』四八、一九九九、三三二頁。以下の竹居説はすべてこの論考に依拠する。

(22) 柳田国男「境に塚を築く風習」『定本柳田国男集』十二、筑摩書房、一九六九

(23) 生嶋輝美「中世後期における「斬られた首」の取り扱
い」『文化史学』五〇、一九九五。『愚管抄』(巻四)は、
保元の乱で敗れた源為義の処刑について「義トモヤガテ
コシ車ニノセテヨツカヘヤリテ、ヤガテクビキリテケ
レバ」と、四塚での処刑を記す。だが『兵範記』保元元
年(一一五六)七月三十日条によれば、源為義の処刑地
は「船岡辺」である(『保元物語』では「七条朱雀」。四
塚での処刑は以降も史料にみえず、梟首の誤りとも考え
られる。しかし四塚での梟首が記録され始めるのは十四
世紀半ば以降。十二世紀半ばにおいて、すでに四塚で梟
首が行われていたか否かは定かではない。あるいは四塚
の境界性が、慈円にこのような記載をさせたのであろう
か。

(24) 福島克彦「惣構」の展開と御土居」『都市 前近代
都市論の射程』青木書店、二〇〇二

(25) 春日直紀「歴史学における記憶と記録」『歴博』一三
四、二〇〇六、十四頁。

(26) 土橋誠「平安京羅城門跡」『京都府埋蔵文化財情報』
三九、一九九二